

自動車は年額六百万、軽四輪自動車は年額一千八百万とし、第三条関係の証紙徴収にはかわりございませんが、条文の表面をかえたものでございます。なお、附則では施行日を昭和五十年四月一日からとするものであります。

何とぞ慎重御審査を賜わりまして、原案御承認くださるようお願い申し上げます。まして、簡単でありますか説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行ないます。

○十七番(関 米吉君) 一、二御質問をいたします。

議会を招集するいとまかないということとで専決ということになったわけだが、この議会を招集するいとまかないという、具体的な理由をもう少し明確にしたい。いただきたい。

また、これによって税の増額はどのくらい見込まれるのかお尋ねいたします。

○税務課長(島田 猛君) ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

この特例条例の改正は法改正によるものではございませんで、日米合同委員会同意に基づく税率の改正でございます。したがいまして、改正条例

が公布されて初めて課税ができるというふうになるわけでございますので、その公布がおくれますと、その間に登録にまいりました分につきましては改正前の税率で徴収をし、公布後に改正後の税率の差額を徴収しなければならぬという二重の手間がかかるわけです。そういったことは納税者に迷惑をかけることになり、また東京都の指導におきまして改正前に改正後の税率で賦課徴収してはいけないということでございますので、納税者に対して繁雑さを避けると同時に迷惑をかけないようにするためには、早急に改正し、公布した上でやらなければならぬというふうに判断をいたしましたので、やむなく専決処分をした次第でございます。

それから幾らくらい増税になるかというお尋ねでございますが、まだ最終に締めはおりませんが、計算いたしますと総額四十八万三千円ほどになります。したがいまして当初予算と比べますと、増税額は三十二万七千円という計算が出てまいります。

○十七番(関 米吉君) 日米行政委員会の決定ということだが、これはいつきまつたのですか。

それから第二条の軽自動車税の関係ですが、従前よりはわれわれ一般市民に少しずつではあるが近づけたということについては評価できます。これは法律の改正でないということですと、この行政委員会の決定そのものが、これをこえてはならないというような拘束力の伴うものではないと私はみるわけですが、その点はどうなのですか。

たとえば軽四輪自動車について、いままでわれわれは乗用車は四千五百円、貨物は二千五百円、それから二輪の小型自動車についてわれわれは二千五百円であるが、日米行政委員会の決定は、軽四輪自動車は千八百円をこえてはいけないうるかあるいはこれだけとるといような法的な拘束力があるのかどうかその点をお聞きしたい。

○税務課長(島田 猛君) お答え申し上げます。

行政委員会の決定の日は判明いたしませんか、自治省の事務次官の通達は三月三十一日に出ております。それによると軽四輪自動車以上のものが千八百円、軽二輪・軽三輪のものが六百円、二輪の小型自動車は六百円、原動機付自転車は三百円というふうになりましたから、このように改正しろという内容のものであります。

それから賦課徴収につきましては、合衆国軍隊の構成員等が所有する車両が賦課期日後に登録された場合においては、登録された月の翌月から月割をもって課税するものとする。その他二、三あります。額はただいま申し上げました額で改正してとるようというふうな内容でございます。

それから拘束力の関係ですが、ただいま申し上げましたようにこの金額でとるということでございますし、日米両国間できめられた、いわゆる国と国との取りきめでございまして、日米安保条約第六条の合衆国軍隊に対する施設及び区域の提供というところにこういうことが書いてあります。「日本の安全に寄与し、極東における国際平和及び安全維持に寄与するため、米国は陸海空軍が日本における施設及び区域の使用並びに日本における米軍の地位は一九五二年二月二十八日東京で署名された日米間の安保条約第三条に基づき行政協定にかわる別個の協定及び同意される他の取りきめにより規律される」この「別個の協定及び合意される他の取りきめ」というのが日米合同委員会にあたるようでございます。したがってその日米合同委員会できまったから、それによって課税しなさいというふうになっているようでございます。

○十七番(関 米吉君) 端的にお答えいただきたいのですが、地方税法や地方自治法と同じように、法律的な規制がこの額にあるのかないのか。
○税務課長(島田 猛君) お答えいたします。

昭和二十七年に公布された法律第百十九号の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の第四条第一項に、「米軍の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収については証紙徴収の方法によらなければならない」と書いてあります。一般の日本人は御承知のように納税通知書を発行いたしますが、米軍の関係については証紙徴収をやれということでごやまして、とる場合には不均一課税ということがうたつてあるわけで、これからいたしましたもおわかりいただけるのではないかと思います。

○十七番(関 米吉君) 私が聞きたいのは法の解釈から判断してほしいということではなく、自治省通達には法と同じ効果があるのかどうかということです。一千八百円ときまつたからそれだけしかとれない、またそれ以上とつてはいけないという

ことなのですか。

日本人の場合、ほかの税法で原動機付自転車か五百円から一千円、軽二輪車か一千五百円、二輪の小型自動車か二千五百円、軽四輪自動車か乗用車の場合四千五百円、貨物の場合二千五百円ときまつているわけです。それで今度出てきた通達は一千八百円なら一千八百円ということ、

それ以上とすることはできないのか。法の違反ということになるのか、また法と同じ規制をする性格を有する性格のものであるかということをお聞きしたい。

○税務課長(島田 猛君) 規制はされると解釈をいたします。特例法の

第一条にも、とる場合には条例を設けて、しかも不均一課税しなさいということ、その不均一課税の額が日米合同委員で決定いたしました通達で出てきた金額でございますので、私はそういうふうに解釈をいたし、通達とおりの金額で条例を専決処分させていただいたわけでございます。

○二番(松山 清君) この条例を改正して三十二万七千円増税になるといふことですが、一般市民並みに課税した場合、この不均一課税とこれだけ減収になつてゐるのですか。

それから一般市民並みに課税した場合、自治省からどのような問題が出

され、どのような弊害が起こるのか。

三番目に、市長として現在の財政危機ということを考え、このような不正をなす不均一課税をやめて働く考えがあるかどうか。

○税務課長(島田 猛君) 第一点の日本人並みに課税した場合の差額は六十七万一千円でございます。それだけ日本人並みの課税より低いということでございます。

第二点目の不均一課税をしないと自治省等からどういうふうな処置があるかということでございますが、当市では現実にそのようにはやっていないので、どうなるかということは憶測になりますので言えません。市の方針といたしましては、政府で指示された通達に従ってやるということかきまつておりますので、答えにはならないかもしれませんが、これで御了解いただきたいと思ひます。

三点目の件につきましては、現在のところお尋ねのような方法をとる考えはございません。と申しますのは、国際信義の上からもあまり好ましくないと判断するためであります。



二番(松山 清君)

いずれにしても

一般市民よりまだ六十七万一千円も減額

されるわけで、私は不均一課税の範囲の中でももっと改善されているのかと考えていたが、軽四輪についてしか改善方は見られない。

それから不均一課税しない場合にどのような弊害があるかということについては全くわからないということですが、現実に立川、三沢、座間など不均一課税をしていないと報告されているわけです。そういうところと自治省との関係について調査するとか、実情を聞いてみるということとはしたことがないのか。もしやっているとすればその状況をお聞かせいただきたい。

○税務課長(島田 猛君)

お尋ねの件につきましては調査してございません。

○二番(松山 清君)

調査してないとすれば怠慢だと思います。

財政危

機と口では言っていますか、米軍がもっているものについて不均一課税であるということについては市民感情もまずいと思うし、そういうものを解決するために何ら働こうとしないことには私は非常に不満です。今後この問題について改善していくかどうか、改善していくための他市の実態調査をやっていくかどうかお聞きしたい。



○税務課長(島田 猛君)

実際に日本人並みに課税しているところが、私の知る範囲では立川市と三沢市とあるが、今後その二市につきましては内容を調査していきたいと思ひます。

○十七番(関 米吉君)

特にお許しをいただき、税務課長にお聞きいたします。先ほど一千八百円という通達ならそれをこえることはできませんとはっきり言われたが、他市はやっておりますということでは、他市は法を犯しているのか。通達は法と同じだと答弁したが、他市ではやっているのを課長は知っているということでは私は納得できない。

○議長(貫井喜代次君)

暫時休憩いたします。

午後五時三十四分

休憩

午後六時

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(石川常太郎君)

開議員さんの御質問に対しまして私から御答弁申し上げます。

御質問の条例第十四号の改正につきまして、米軍の軽自動車税の税

率についてでございますが、私たちの見解といたしましては、政府機関よ

りの通達は一般的に守るべきものと考えておりますので、通達とおり条

例を改正したいと思つておるわけでございます。

しかし、一、二の市にお

きまして、日本と同じ税率で課税しているところがあるそうでございますので、

慎重に研究をいたしまして、利害得失等を比較し、その結果、結論を

出してまいりたいと思ひます。

したがしまして、今日の条例につきましては、現在のところ通達とおりやらせていたいただきたいと考えております。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終ります。

○十三番(川窪清一君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題と

なっております。報告第二号については、原案とおり承認されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

おはかりいたします。

ただいま川窪清一君から

所定の賛成者を得て、本件は原案のとおり承認されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君)

御異議がありますので、起立により採決いたします。
おはかりいたします。 本案は原案とおり承認することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立二十一名、多数であります。

よつて報告第二号

は原案とおり承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

次に追加日程第八報告第三号専決処分の承認を求
めることについて(昭和四十九年度福生市一般会計補正予算(第六号))を議題
といたします。

朗読を省略し、本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、報告第三号専
決処分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容について御説明

を申し上げます。

本件は地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、昭和四十九年
度福生市一般会計補正予算(第六号)につき、市長において専決をいたしま
したので、地方自治法第百七十九条第三項の規定に基づきまして、議会に報
告し、承認を求めようとするものでございます。

その内容について御説明申し上げます。

予算総則におきましては、第一条におきまして、既決予算総額に歳入歳
出それぞれ一千八百八十万円を追加をいたしまして、その総額を六十六億八千二
十五万四千円にしようとするものでございます。なお、地方債におきましては、第
二表地方債の補正によることになっております。

二ページの内容について御説明を申し上げます。

まず歳入におきまして一千九百万円の増額でございますが、これは水道会計
より一千九百万円を一般会計に受け入れしようとするものでございまして、これは
三月二十七日の議会におきまして御議決いただきましたように、水道会計の剰余
金について一千九百万円を一般会計に繰り入れしようとするものでございます。

なお、市債におきましては二十万円の減額でございますが、これは後ほど明細について御説明申し上げます。以上、歳入をあわせまして一千八百八十万円を増額いたしまして、歳入合計を六十六億八千二十五万四千円にしようとするものでございます。

次に歳出でございますが、まず教育費におきまして三千七百六十七万五千円の追加計上でございますが、これは従来話題となっておりました第二浄水場の敷地一千四百三十七平方メートルにつきまして、その後東京都水道局と交渉の結果、金額が確定をしておりますので、その金額を市民会館の建設費の用地費として計上した次第でございます。なお、この機会に若干御説明を申し上げますが、この金額につきましては一月三十一日の水道一元化以前の状態に戻しまして、その時点で水道会計の第二浄水場に相当する分の資産を一般会計に引き継ぐという措置をとって金額を出した次第でございます。第二浄水場の施設、立木、建物、構築物、機械等あわせまして、三千五百七十八万八千九百九十九円、さらに帳簿上の土地代金が百二万八千四百六十円、また一月三十一日現在で当然水道局にお払いしなければならぬ未払いの利息が七十六万

七千六百七十九円でございますので、この金額三千七百六十七万四千二百四十八円を水道会計に対して未払金という処置をとりまして、これをその後水道局の請求に基づいて払っていくというような処置をとるわけでございます。このような経過をとりまして、この三千七百六十七万五千円という金額が算出された次第でございます。

なお、この構築物その他の消却資産につきましては、まだ起債が二千二百万円ほど残っておりますが、これは水道局でお引き受けをいただくと、ことに相なっております。以上のような経過をもちまして、教育費に計上した次第でございます。

公債費におきまして二百四十万円の増額でございますが、これは義務教育費の事業債におきまして六百五十万円の追加補正と、一時借入金の利子につきまして剰余金四百十万円を減額いたしましたので、相殺して二百四十万円という金額に相なるわけでございます。この義務教育事業債の増額は第七小学校の起債につきまして四十九年度に一千九百九十四万円という補助金の追加交付になりましたので、これに見合う分の起債を返還するということに相なっております。一千万円のうち既決予算の中で三百五十万円が残っておりますので、その不足分六百五十万円を追加をいたしまして、あわせて

一千万円を償還しようとするものでございます。なお、一時借入金の利子につきましては、余りましたのでそのまま減額をしようとするものでございます。また予備費におきまして二千百二十七万五千円を調整いたしました。歳出合計を一千八百八十万円とし、歳出の総額が六十六億八千二十五万四千円と相なる次第でございます。

次に地方債の補正について申し上げます。

これはそこに列記されておりますように、それぞれ起債につきまして若干の増額、あるいは減額が計算の結果出てまいりまして、起債の許可額が変わってまいりましたので、それに基きましてそれぞれの起債の限度額を補正をいたした次第でございます。相殺いたしますと二十万円の減額というところに相なるわけでございます。内容のこまかい説明については省略をさせていただきます。

以上、簡単であります。報告第三号の提案理由並びに説明にかえさせていただきます。

議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○十三番(川窪清一君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題とな

っております報告第三号については、原案とおりに承認されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君)

おはかりいたします。

ただいま川窪清一君から所

定の賛成者を得て、本件は原案のとおり承認されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって報告第三号は原

案とおりに承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

追加日程第九報告第四号専決処分承認を求めることについて(昭和四十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号))を議

題といたします。

朗読を省略し、本件について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長(齊藤多市君)登壇)

○下水道課長(齊藤多市君) 御指名によりまして、報告第四号につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は昭和四十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)につきまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定に基づきまして、議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

次にその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は地方債の補正でありまして、二ページの内容について申し上げますが、利率の変更におきまして、当初年九・〇％以内ということとで設定した利率を、東京都からの許可予定額が三月三十一日付をもちまして、変更通知がありましたので、それにより年九・七％に変更を行なったものでございます。

以上、たいへん簡単な説明でしたが、慎重御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本件に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○十三番(川窪清一君)

この際動議を提出いたします。ただいま議題となっており、報告第四号については、原案とお認めされんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

おはかりいたします。

ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本件は原案のとおり承認されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって報告第四号は原

案とおり承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

追加日程第十報告第五号専決処分

の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

朗読を省略し、本件について提案理由の説明を求めます。

(税務課長島田 猛君登壇)

○税務課長(島田 猛君)

ただいま議題とされました報告第五号専決処分

の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)の提案理由とその内容の要点について御説明申し上げます。

本件につきましては、今次国会で可決成立し、公布されました地方税法の一部改正法律に伴い、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づいて専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定に従って議会に報告して、その承認を求めようとするものであります。

以下、順を追って改正条例について概要を御説明申し上げます。

まず第十九条の第四号でございますが、これは納期限後に納税する者に

ついでの手続きと延滞金利等について規定されたもので、「第二項を加える」とは、

法人市民税を納付する法人で、監査協会による決算未確定の理由で税務署長の承認を得た者は、法定納期限内に法人税割額の一部を見込納付し、かつ徴収猶予を申請した法人税割額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、見込納付した法人税割額に相当する金額を限度として納期限を二カ月の限度で残税額について徴収を猶予することとし、その間の延滞金は年利七・三%を徴収するという改正でございます。

次に第二十条は延滞金の計算にあたりまして、二月二十九日のうるう年の一年があるとき、延滞金利の定め方を規定してあるものでございますが、その中であと出てまいります第四十七条の法人市民税の納期延長に伴う納付の場合も本条を適用させるために加えようとするものでございます。

次に第二十四条は、個人市民税の非課税額の引き上げで、現在は五十万円でございますが、これを十万円アップいたしましたして、六十万円にしようとするものであります。